

町 長 行 政 報 告

■ 東庁舎における不正ダンパーについて

本庁舎に使用されているカヤバシステムマシナリー社製免震用オイルダンパーについては、本年 10 月に同社の親会社である K Y B 株式会社から、一部の製品が大臣認定の性能評価基準に適合していないことが公表されました。

この免震用オイルダンパーは、東庁舎に 2 基、西庁舎に 4 基が使用されていますが、今回公表された不適合品は東庁舎の 2 基となっており、西庁舎の 4 基は不適合品ではありませんでした。

10 月 31 日には K Y B 株式会社対策本部の 2 名が来庁し、また、11 月 13 日には執行役員を含む 2 名が再度来庁し、今回の不適合品についての謝罪と今後の対応についての説明を受け、東庁舎の安全性を確認するための構造計算については、年内に実施することを確認しましたが、不適合品の交換時期については、現在、交換する装置の増産体制を構築中のため具体的な協議は 1 月以降になるとのことでした。

免震用オイルダンパーが不適合品であっても、震度 6 強から 7 程度の地震には十分耐え得ることは確認されているようですが、今後は、詳細なデータの提出と誠意ある対応を求め、早期の交換に向けた調整を行います。

交換工事を実施することとなれば、期間中は騒音等で皆様にご迷惑をおかけしますが、その影響を最小限に抑えるよう努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ ふるさと納税について

ふるさと納税については、寄附者の利便性向上のほか、本町の魅力や特産品を効果的に P R するため、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」に加入するなど、返礼品の充実等に取り組んできた結果、昨年度の寄附金総額は 12 億 7,300 万円余り、寄附件数は 7 万 9,800 件となっており、その全額をふるさと支援基金として積み立てています。

こうした状況の中、高い返礼率や高額な返礼品等についての是正を促す総務

省からの通知を受け、本町としても全国的な状況のほか、制度自体の存続や趣旨を踏まえ、返礼品生産者と販売事業者で組織する、ふるさと納税推進協議会での協議を経て、本年7月1日から全返礼品の返礼率を3割以下とし、各ふるさと納税総合サイトのリニューアルや新たな返礼品パンフレットを作成するなど、再スタートしています。

これらの影響もあり、寄附金額が当初の予算額を下回る見込みとなったため、今議会定例会に提案する補正予算に減額を計上していますが、9月以降の寄附金額については、協議会との連携した取り組み等により、昨年同月の寄附金額を上回っている状況です。

今後も、本町の情報や魅力の発信、地産外商を推進するため、ふるさと納税制度を有効活用するとともに、ふるさと納税の使途や寄附金を活用した事業の成果等の周知も行いながら取り組みを進めます。

■ 自然・体験型観光の取り組みについて

来年2019年2月から2020年12月にかけて、高知県では、自然・体験型観光の推進のため、「リョーマの休日自然&体験キャンペーン」と銘打った、全国に向けた誘客キャンペーンが展開される予定であり、その推進に当たっては、専門性を有する民間企業のノウハウを活用しながら、潜在的な力のある観光資源の発掘や磨き上げ、クラスター化の推進によって自然を活用した外貨を稼ぐ仕組みの構築を目指すこととされています。

自然・体験型の観光資源は、特に本町のような中山間地域に豊富に存在していることから、本町としても、このキャンペーンの推進に連動して取り組み、地域の振興につなげたいと考えており、現在、連携事業者の意向確認や平成31年度に向けた施設の整備要望等の調整を行っています。

また、本年度中に実施できる施設整備や情報発信における体験型観光ホームページの作成、さらには来年2月のキャンペーン開始に向けた広報活動展開の事業費等について、今議会定例会に提案する補正予算に計上しています。

今後も引き続き、関連団体等と連携し、協議を行いながら取り組みを進めますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■ 笠ノ川池災害復旧工事に係る会計実地検査の対応について

笠ノ川池は、若井地区に位置する堤長 36.2m、堤高 10.1m、貯水量約 2 万 3 千トン、受益面積 10ha の農業用ため池ですが、平成 26 年 6 月 4 日の梅雨前線豪雨により決壊し、下流河川の護岸決壊や、し尿処理施設が浸水するなどの被害が発生したところです。

当時、その復旧に向けた国の農地農業用施設災害復旧事業の申請にあたり、技術的に特殊な案件であったことから、高知県の全面的な協力のもと、高知県土地改良事業団体連合会に測量・調査・設計・積算を委託し、県と連合会、町の三者により幾度も協議を重ねました。

復旧工法の決定に際しては、災害復旧事業の原則である原形復旧の制約があるため堤体の高さを変更することができないこと、また、原形復旧であっても設計基準で示されている 2 百年確率洪水流量で堤体を越流する危険性はないことが、中国四国農政局及び四国財務局との事前協議で確認され、原形復旧で行うことの同意を得て、平成 26 年 12 月 9 日に概ね申請どおりの内容で査定決定されました。

復旧事業の実施にあたっては、平成 27 年 4 月 8 日に高知県須崎農業振興センターの設計審査が完了し、平成 27 年 6 月の町議会定例会にて工事請負契約の議決を経て、平成 29 年 1 月 30 日に竣工し、同年 2 月 24 日に県の完了検査を受けて実績報告を行いました。

この復旧工事について、本年 3 月 7 日に会計検査院の実地検査が行われ、堤体の遮水性ゾーンである鋼土と堤体天端との間の土かぶりについて、標準工法では 50cm のところ本件では 20cm と不足しており、農林水産省が監修した災害復旧事業の復旧工法によらない設計であるとの指摘を受けました。

本町としては、関係機関との十分な事前協議を行い、適正な手順を踏んで施工したのですが、会計検査院の指摘事項への対応と、より一層の安全性を確保するため、改めて高知県、農林水産省、会計検査院と協議を行い、補完工事の調整が整いましたので、これに必要な設計委託料 100 万円と請負工事費 400 万円について、今議会定例会に提案する補正予算に計上しています。

